

波佐見町立中央小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

令和元年5月改訂

本方針は、人権尊重の精神に基づき、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条により、波佐見町立中央小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活をおくることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、教育活動全体を通じ、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない(いじめ防止対策推進法 第4条)。
また、見て見ぬふりをしない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(めざす児童像)

本校の児童は、明るく、いろいろな活動に前向きに取り組む良さがある。しかし、一方では、自分で判断せず周りに流されたり、「してはいけない」とわかっているのに未発達な考え方からしてしまったりと「個が弱い」という課題もある。

校訓「心やさしく、たくましく」に示されているよう、相手の立場を考え、自分を振り返ったり、適切に自ら判断してねばり強くいろいろなことに挑戦したり行動したりできる児童の姿を願っている。

友だちと積極的に関わり合いながら、思いやりの心を大切に、切磋琢磨してぐんぐん自分を伸ばしていく児童を育てていく。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 人権教育を充実し、お互いを思いやり、尊重し、命を大切にする指導等に努める。特に、お互いの良さに気づき、認め合う学校の雰囲気づくりのため、褒める教育を大切にしていく(自己肯定感、他者受容力の醸成)。また、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) いじめ防止に資する児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発やPTA活動の中にいじめ防止に関する話し合い活動や研修を取り入れ、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。
- (オ) 職員による「いじめ防止・いじめ問題」に関する校内研修、日常的な情報交換を充実させ、職員間での共通理解を図り、実践力や観察力、対応力の向上に努める。
- (カ) 年度始めに、学校基本方針や保護者の責任等を明らかにし、理解を得ると共に、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携・協力体制をつくる。また、継続的に取組に関する点検・評価を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) 定期的ないじめ調査や個人面談等の実施
 - いじめを早期に発見するため、在籍する児童及びその保護者に対する定期的な調査・面談を次のとおり実施する。
 - ①児童対象アンケート調査
 - 教えてねカード→毎月実施(悩み相談を含む)
必要に応じ、個人面談を実施
 - 生活アンケート→年間2回実施(6月・11月)
アンケート実施後、児童全員の個人面談を実施
 - ②保護者対象アンケート調査：年2回(7月、2月)
学校評価に調査項目を含む
 - ③常時調査：「なかよしポスト」の設置(悩み相談を含む)
必要に応じ、個人面談を実施
 - ④保護者対象教育相談の実施：夏季休業中に実施(希望相談)

(イ) 教職員による観察や情報交換の実施

毎週実施する「職員連絡会」、隔週で実施する「生活連絡会」における情報交換を実施し、職員が情報を共有できるようにする。

(ウ) 教育相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①いじめ相談窓口の設置

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用

(エ) 関係団体との連携、相談機関の周知

児童の悩みをより多く受け止めることができるように、PTAや学校支援会議、学校評議員会、学校関係者評価委員会等と連携・協働する体制づくりに努める。また、学校以外の窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、情報教育の充実を図り、定期的に調査及び啓発活動を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導部員(必要に応じ関係職員)

<活動>

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

学期に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る発見や相談を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、速やかに組織で対応する。聞き取り・アンケート実施等により事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、確実な情報を迅速に保護者に伝え、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。
- (ウ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定の教育的配慮の下、一定期間、別室等において特別の指導計画による学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (カ) はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導するとともに、人権尊重の集団づくりに努める。

(3) 重大事案への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- ア 重大事態が発生した旨を、波佐見町教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

2 いじめの防止等のための体制の整備

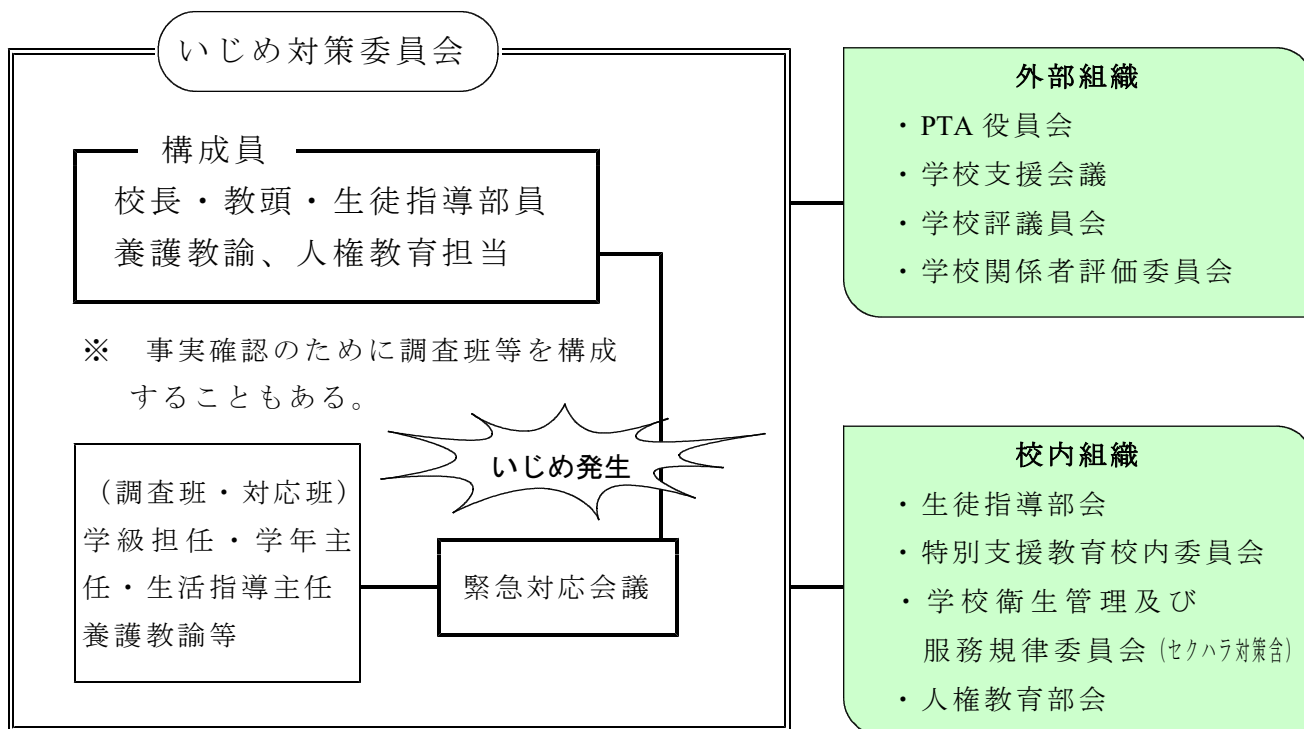
いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに、「いじめを根絶する」という強い決意をもって学校全体で組織的に取り組んでいく。

また、そのための「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、総合的ないじめ対策を行っていく。

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止委員会は、校長・教頭・生徒指導部員を中心に、養護教諭、人権教育担当などをメンバーとして設置する。尚、緊急対応が必要な場合の会議には当該児童担任等を加えて柔軟に対応していく。

いじめ対策委員会組織図



※ 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※ いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催し、調査班・対応班を編成して対応する。

※ いじめ対策委員会での内容や事案についての対応は、職員会議や生活連絡会・職員連絡会等において速やかに報告し、対応について周知徹底させる。

(2) 「いじめ防止指導計画」の作成

いじめの未然防止や早期発見のために、年間の指導計画を作成し、年間を通して計画的にいじめ防止に取り組む。

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月
会議等	いじめ対策委員会 ・方針の確認 ・指導計画等 生活連絡会(隔週)	事案発生→緊急対応会議等の設置		いじめ対策委員会 ・情報の共有 ・2学期の計画 生活連絡会(隔週)
防止対策	気になる子情報引継	いじめ防止強調月間	学校関係者評価委員会 学校支援会議 生活連絡会(隔週)	長崎っ子の心を見つめる週間 ・道徳・体験活動 保護者アンケートの実施 学校評価実施
早期発見	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施 なかよしポストの設置	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施 家庭訪問の実施	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施 生活アンケートの実施 ・全員面談の実施	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施 保護者教育相談期間
	8月	9月	10月	11月
会議等	人権教育職員研修	事案発生→緊急対応会議等の設置		学校関係者評価委員会 学校支援会議 生活連絡会(隔週)
防止対策		組織作り・人間関係確認 人権教育チェックリストの活用		
早期発見	登校日面談等 なかよしポストの設置	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施 生活アンケートの実施 ・全員面談の実施
	12月	1月	2月	3月
会議等	いじめ対策委員会 ・情報の共有 ・3学期の計画 生活連絡会(隔週)	事案発生→緊急対応会議等の設置		学級編成会議 保・幼・小連絡会 生活連絡会(隔週)
防止対策	人権週間 ・人権集会の実施 ・児童会人権宣言 学校評価の実施	組織作り・人間関係確認 人権教育チェックリストの活用	保護者アンケートの実施 学校評価実施	気になる子情報引継 新入生情報確認
早期発見	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施 なかよしポストの設置	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施 生活アンケートの実施 ・全員面談の実施	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施	「教えてねカード」記入 →個人面談の実施

(3) 「いじめ防止対策」における行動計画

ア いじめの防止（未然防止のために）

「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にもなり、加害者にもなりうる」という認識のもと

- ・表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当する否かを判断する。
- ・「何がいじめであるか」を具体的に出し合い、職員間で共通認識を持つ。
- ・「ほめて伸ばす」「感謝の心」を合い言葉に「互いを認め合う場の設定」「自分の良さを確認する場の設定」を意識的に行い、自己有用感、自己肯定感を育む人権教育を充実させる。
- ・交流活動や体験活動を推進し、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。学年複数学級の編成を生かし、学年内交流を通して、複数の目で学年の子どもたちを見守る学年経営を重視する。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり（授業改善）に努め、スモールステップでのきめ細かな個別指導を行い、ストレスの軽減を図る。
- ・児童会による「人権宣言」や「いじめ根絶宣言」の取組等を含め、「いじめ」について主体的に学び合う場を設定する。また、「傍観者」とならない具体的な行動方法について指導する。
- ・「してはいけないことはぜったいにしない」を合い言葉に、「いじめははずかしいことである」「必ず君をまもる」という強いメッセージを児童に向け常に発信する（ネットいじめ等への指導を含む）。
- ・環境を整備し、落ち着いた学校の雰囲気を保つとともに、死角を作らないようにする（特別教室の施錠や校内巡回）。

イ 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない）

「些細な兆候を見逃さない」「いじめを積極的に認知する」という認識の下

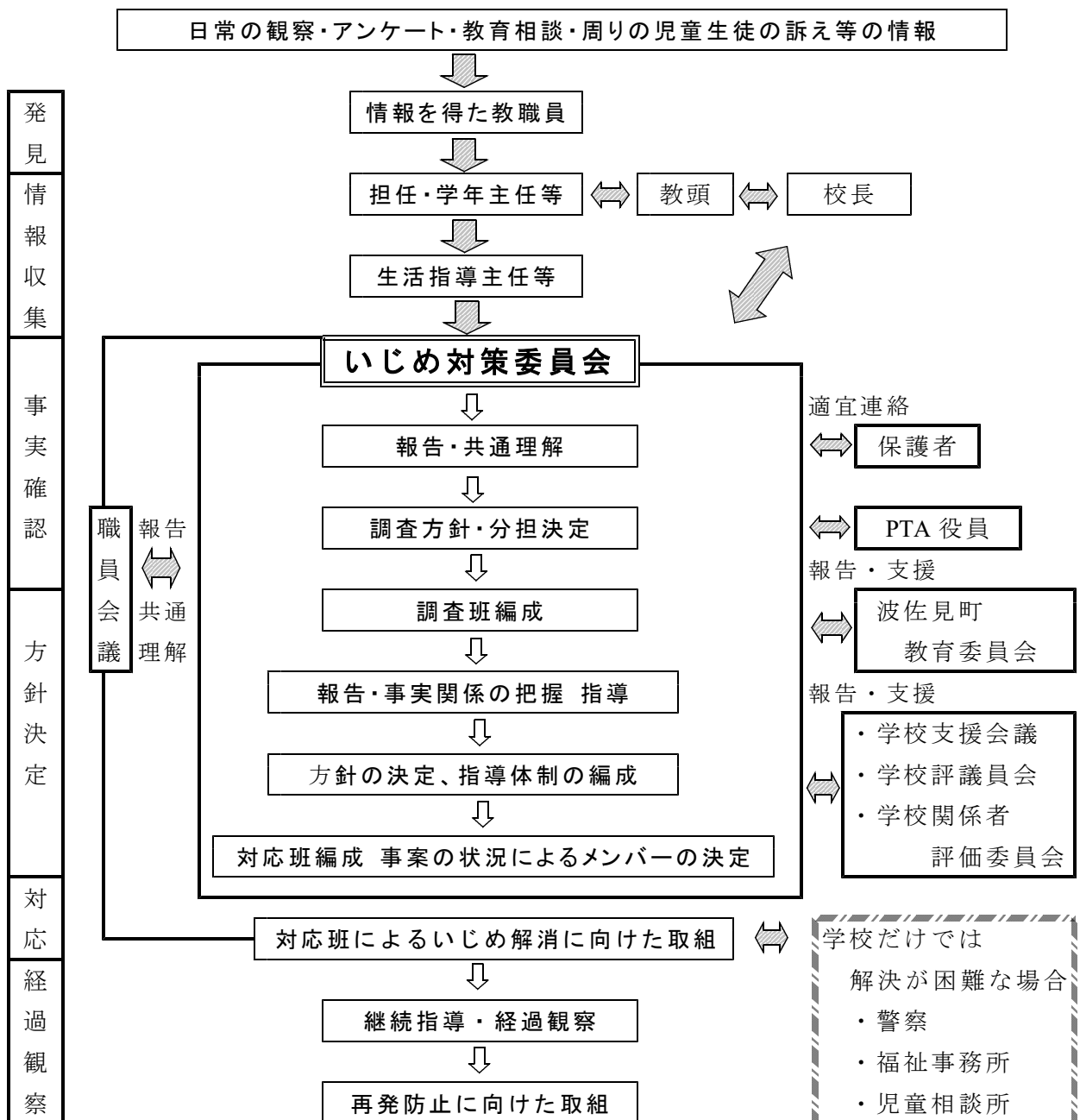
- ・定期的なアンケート調査の実施とその後の個人相談、年に2回の全校全員個人相談、夏季休業中の保護者面談の実施、「なかよしポスト」の常時設置等により児童の悩みや実態把握に努める。個人面談結果については教育相談係がまとめ、管理保管し、いつでも確認できるようにする。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぎ、児童の悩みや実態把握に努める。
- ・教育相談室を整え、いつでも児童や保護者が相談できる体制を整える。気になる事例については保護者面談を実施する。
- ・自主学習ノート、日記、日常の児童との会話の中から交友関係の変化等に気を配り、積極的に声かけを行う。
- ・専科教員、支援員等と担任との連絡を密にし、気になる事例についての

日常的な情報交換を行う。

- ・月に2回の「生活連絡会」を実施し、各学年の様子や気になる児童についての情報交換を行い、全職員で変化に対応する体制を作る。
- ・登下校連絡カードに気づきを書かせたり、定期的に情報を集めたりする。

(4) いじめ事案発生時の対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、当該児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、関係者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対応会議を開催し、今後の指導方針をたて、組織的に取り組む。



「さ」最悪を想い、「し」慎重かつ「す」素早く、「せ」誠意を持って、「そ」組織で対応する

- ・児童や保護者の訴えに真摯に耳を傾け、疑いがある場合はすぐに事実確認を行う。
- ・一人の判断でなく、学年主任や生活指導主任への相談、教頭（校長）への報告、相談を確実に言いながら迅速に対応する。
- ・保護者へは、「連絡帳」より「電話」で、「電話」より「直接会って」の基本方針で、随時経過報告を心がける。
- ・いじめられた児童や保護者に対して「必ず守る」というメッセージを発信するとともに、見守る態勢を整える。
- ・いじめた児童に関しても事実確認を行い、保護者の理解と納得を得た上で、事後の対応について確認するとともに、継続的な協力関係を維持していく。
- ・個人情報やプライバシーに常に配慮し、教育相談を実施したり必要に応じて外部機関の協力を得たりしながら、双方の心理的な不安の解消に努める。
- ・当該児童のみならず、他の児童との関係修復を含め好ましい集団作りへの具体的な取組を実施する。

（４）いじめ事案解消時の対応

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

（要件１）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも３か月以上を継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。この期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

まだ、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

また、進級・進学・転学の際は、個人情報ファイルや引き継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

〈付記〉

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(いじめ防止対策推進法 第9条)

長崎県いじめ防止基本方針から

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもたちのいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から子どもたちが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への対応の重要性についての認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

波佐見町立中央小学校PTAとして、上記の「長崎県いじめ防止基本方針」及び「波佐見町立中央小学校『学校いじめ防止基本方針』」をもとに、子どもたちが安心して充実した学校生活をおくることができるよう努める。